

第 3 9 号議案

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年八王子市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 4～6 (略)	(障害者支援施設の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、 <b>責任者の設置その他の</b> 必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。 4～6 (略)
(サービス管理責任者の責務等) 第 1 2 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に <b>係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催</b>	(サービス管理責任者の責務等) 第 1 2 条 (略) 2～4 (略) 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に <b>当たっては、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に係る当該サービス管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、</b> 施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族

**し、前項に規定する**施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるとともに、当該利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第14条 (略)

2・3 (略)

**4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。**

(業務継続計画の策定等)

**第14条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。**

**2 障害者支援施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。**

**3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。**

(職場への定着のための**支援等**の実施)

第28条 (略)

2 (略)

**3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第47号）第175条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第175条の3に規定する指定就労定**

に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。

6～9 (略)

(勤務体制の確保等)

第14条 (略)

2・3 (略)

(職場への定着のための**支援**の実施)

第28条 (略)

2 (略)

着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第36条 (略)

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(身体的拘束等の禁止)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(衛生管理等)

第36条 (略)

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第38条 (略)

2・3 (略)

<p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第42条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該障害者支援施設において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第14条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第38条第4項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(虐待の防止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条の2(第2号に係る部分を除く。)の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

